吉岡町土地開発指導要綱に基づく事務処理フローチャート

平成31年4月1日作成

（第１２条第１項）
開発事業概要表示板の設置
（住民等への周知）
事前協議申請書の提出予定日までに設置

↓

（第６条第１、２項）
事前協議申請書（２部）の提出
毎月１０日まで
開発区域が農地の場合は、農地転用の許可

都市計画法第３２条に基づく協議・同意の申請
都市計画法第２９条による開発許可申請が必要な場合

↓

（第６条第３項、第７条）
土地利用対策委員会へ付議
毎月最終火曜日（通常）に開催

（開発面積が５，０００平方メートル）

以上

未満

（第８条第１項）
土地開発事業審議会へ付議（諮問）

（第９条第１項）
審査結果通知書の送付（交付）
委員会開催から約１週間

↓

（第９条第２項）
関係各課（局）との協議及び調整

↓

（第１０条第１項）
覚書（３部）の締結
委員会開催から１か月～１か月半

都市計画法第３２条に基づく同意書の交付

↓

（第３０条）
工事着手届（１部）の提出
着手する日の７日前までに提出

（寄付、管理を受ける公共施設及び公益施設）

あり

なし

（第３２条第１項）
公共施設及び公益施設の検査（中間検査）の実施
随時、検査員と調整
３工程（路床、下層、上層）

↓

（第３１条第１項）
工事完了届（１部）の提出
工事完了後７日以内に提出

（寄付、管理を受ける公共施設及び公益施設）

あり

なし

（第３２条第１項）
公共施設及び公益施設の検査（完了検査）の実施

↓

（第３２条第３項）
公共・公益施設検査済通知書の交付
遅滞なく

↓

（第３３条第２項）
寄付の手続の開始
速やかに

↓

開発事業の手続の終了